

第1部 総則

第 1 章 計 画 の 方 針

1 . 防 災 計 画 の 目 的

紋別市地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき紋別市防災会議が作成する計画であって、紋別市、北海道指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、当市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1. 災害とは

災害とは、暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2. 防災とは

防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。

2 . 計 画 の 基 本 方 針

この計画は地域の防災に関し、本市をはじめとして、国、道、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

1. 防災事業の推進

防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

2. 自主防災体制の確立

災害を未然に防止し災害に対処するため、国及び地方公共団体は地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるように努める。

3. 防災関係機関相互の協力体制の推進

各機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有効に行われるように応援協力体制の確立を図る。

4. 防災施設、設備及び物資の整備

市及び各機関は災害が発生し、又は発生が予想される場合は、円滑な防災活動が遂行できるように施設、設備、物資の整備備蓄を図る。

5. 関係法令の遵守

地域住民は災害対策基本法の目的、内容等を理解し、これを遵守する。

3 . 計 画 の 構 成

計画は次の4部から構成する。

第1部 総則

第2部 風水害等対策

第3部 特殊災害対策

第4部 付属資料

4 . 計 画 の 修 正

この計画は、防災会議において毎年定期的に検討を加え、必要があると認めたときは修正する。ただし軽易な事項又は緊急に修正を必要とする事態が発生したときは、会長が修正し、次の防災会議に報告する。

5 . 他 の 法 令 に 基 づ く 計 画 と の 関 係

この計画は、本市における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

したがって、本市における防災に関連する部分は、防災基本計画、防災業務計画、北海道地域防災計画はもとより、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

6 . 計 画 の 習 熟

各機関は平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第 2 章 各 機 関 の 実 施 責 任 と 処 理 す べ き 業 務 の 大 綱

1. 実 施 責 任

1. 市

市は地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため第一次的責任者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

2. 道

道は、道の地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは災害活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに各機関及び公共的団体の協力を得て、防災活動を実施する。

3. 指定地方行政機関

道の地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに道、市の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、道及び市の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、地域の防災力の向上に努める。

2 . 防 災 関 係 機 関 の 処 理 す べ き

防 災 事 務 又 は 業 務 の 大 綱

紋別市地域を管轄する指定地方行政機関、道、市、指定公共機関、市区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて紋別市地域における防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

区 分	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指定地方 行政機関	紋別海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港内及び航行中の船舶に対する気象警報等の伝達及び非常無線に関する事。 2. 災害時における海上交通安全の確保及び海難の救助に関する事。 3. 傷病者等人員及び救助物資の緊急輸送に関する事。 4. 航路障害物の除去に関する事。 5. 海上犯罪の予防及び治安の維持に関する事。
	網走地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象現象等の分析並びに予報（注意報を含む）、警報並びに情報等を発表する事。
	網走開発建設部 興部道路事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所轄国道の維持、災害復旧その他の管理に関する事。
	網走開発建設部 網走西部河川事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所轄河川の災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。
	網走開発建設部 紋別港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 紋別港所轄工事の災害復旧に関する事。
	東京航空局 紋別空港出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空事業者の災害防止に関する指導を行う事。 2. 飛行場及び航空保安施設の管理の監督を行う事。 3. 飛行機の遭難に際し、捜索及び救難の調整を図る事。
	網走西部森林管理署 西紋別支署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 林野火災の予防対策に関する事。 2. 所轄国有林の治山対策に関する事。 3. 災害時において、公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関する事。 4. 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事。
自衛隊	陸上自衛隊 北部方面隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防責任者の行う防災訓練に関して必要に応じ、部隊等の一部を協力させる事。 2. 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣する事。
北海道	網走支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 網走支庁地域災害対策連絡協議会に関する事。 2. 防災に関する組織の整備を図り、災害予防措置を講じる事。 3. 災害応急対策及び災害復旧対策並びに被害の取りまとめを実施する事。 4. 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け、総合調整を図る事。 5. 自衛隊の災害派遣要請を行う事。 6. 災害救助法の適用を行い、救助の実施指導を行う事。
	北海道オホーツク 紋別空港管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における救援物資の緊急航空輸送等につき関係機関の支援を行う事。 2. オホーツク紋別空港消防救難隊編成による活動

北海道	網走教育局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導に関する こと。 2. 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関する こと。
	網走土木現業所 紋別出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所轄河川の改良、維持、修繕及び災害復旧にかかる工事に 関すること。 2. 所轄堰堤の維持管理に関すること。 3. 水位、雨量等の情報の伝達に関すること。 4. 道道の維持、災害復旧等に関すること。
	網走保健福祉事務所 紋別地域保健部 (紋別保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること。 2. 災害時における防疫活動の実施に関すること。 3. 食品環境衛生の指導監視に関すること。 4. 防疫薬剤等提供対策に関すること。 5. 死亡獣畜処理に関すること。
	北海道立紋別病院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要に応じ医療班を編成し、被災地の医療救護を行うこと。
	紋別公共職業安定所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域における労働力の供給を行うこと。 2. 被災失業者の職業紹介を行うこと。 3. 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡を行うこと。 4. 雇用保険法による求職者給付の罹災受給資格者に対し、優先 取扱いを行うこと。
北海道 警察	紋別警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制 に関すること。 2. 災害情報の収集に関すること。
紋別市	紋別市役所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市防災会議に関すること。 2. 災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 3. 災害時における給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関する こと。 4. 災害復旧対策に関すること。 5. 防災訓練に関すること。 6. 防災思想の普及に関すること。 7. 自衛隊の災害派遣を要請権者に依頼すること。
	紋別市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導 に関すること。 2. 文教施設及び文化財の保全並びに被害調査等に関すること。
	紋別地区消防組合 (紋別消防署) (紋別消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における人命救助、財産保護等、消防及び水防に関する こと。 2. 災害時における消防団の出動命令に関すること。

指 定 公共機関	東日本電信電話株式会社北海道支店 (委任機関) 株式会社NTT東日本 一 北海道北見支店	1. 気象予警報の伝達に関する事 2. 災害時における緊急電話の確保に関する事。
	北海道電力(株) 紋別営業所	1. 災害時における電力供給の確保に関する事。 2. 電力施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧の実施に関する事。
	日本通運(株) 紋別支店	1. 災害時における救援物資の緊急輸送及び関係機関の支援に関する事。
	NHK北見放送局 紋別報道室	1. 気象予警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行う事。
	日本赤十字社 北海道支部紋別市地区	1. 災害時における医療、助産等の救助業務に関する事。 2. 民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関する事。 3. 災害義援金品の募集に関する事。
	郵便事業株式会社紋別支店	1. 災害時における郵便事業運営の確保に関する事。 2. 郵便の非常取り扱いに関する事。
	郵便局株式会社紋別支店	1. 郵便局の窓口掲示等を利用した広報活動に関する事。
指定地方 公共機関	社 団 法 人 紋 別 医 師 会	1. 災害時における医療及び助産の円滑な実施に関する事。 2. 医師会救護隊を編成して緊急医療を実施する事。
	社団法人北見歯科医師会 紋別歯科医師団	1. 災害時における歯科医療を行う事。
公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 施 設 の 管 理 者	北 紋 バ ス (株)	1. 被災者等の輸送に関する事。
	紋別漁業協同組合 オホーツクはまなす 農業協同組合	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2. 漁具類、原料及び製品の災害応急対策の指導に関する事。 3. 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 4. 被災組合員に対する融資あっせんに関する事。 5. 農水産物の受給調整に関する事。 6. 農水産業生産資材及び生活物資の確保あっせんに関する事。 7. 共同利用施設の応急対策及び復旧対策に関する事。
	紋別商工会議所	1. 災害時における事業者の経営指導及び倒産防止対策の立案に関する事。 2. 物価安定に関する事。 3. 商工業者に対する融資あっせんに関する事。
	紋別市森林組合	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2. 被災組合に対する融資あっせんに関する事。
	一般運送業者	1. 災害時における救護物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関する事。 2. 災害による復旧資材の輸送協力に関する事。
	危険物関係 施設の管理者	1. 災害における危険物の保安に関する事。

第 3 章 紋 別 市 の 概 況

1 . 自 然 条 件

1. 紋別市の地形の概要

(1) 位置及び面積

紋別市は、東経 143度05分から 143度24分、北緯43度59分から44度24分の間であり、北海道北東部オホーツク沿岸の中央部、紋別郡のほぼ中間に位置する。東から南にかけては湧別町・上湧別町・遠軽町に、西は興部町と滝上町に接している。北東部はオホーツク海に面しており、南北にやや長く、その距離およそ40.6km、東西34.1km、海岸線約28km、海岸から内陸への遠距離約40kmで、面積は、830.70km² である。

紋別市の位置

方 位	地 名	経度・緯度
東 端	沼の上（シブノツナイ湖）	東経 143度05分
西 端	上渚滑町上立牛（北見富士）	東経 143度24分
北 端	渚滑町川向（オムサロ）	北緯 44度24分
南 端	上渚滑町上立牛	北緯 43度59分
市役所	紋別市幸町 2 丁目 1 番18号	東経 143度21分27秒 北緯 44度21分16秒

（日本分県地図より測定値）

(2) 地 勢

本市の地勢は、オホーツク海沿岸から内陸に向かって徐々にその高さを増し、北見富士の1,306.5mを最高に北東方向に高度を下げ平地に至る。西部は南北に連なる北見山脈に、南部は東西に起伏する千島山系に囲まれている。

これらの分嶺によって囲まれた農耕地は、天塩岳にその源を発する渚滑川流域より南東シブノツナイ川流域に及んでいる。

海岸線に平行して、幅1.5km～2.5kmの海岸段丘が発達している。これらの山地・台地を開析した河川は、地形方向に従って北東に流下し海に達する。

主な河川は北から、渚滑川、藻別川、ヤツシュウシナイ川、オンネコムケナイ川、シブノツナイ川等で、これら河川のうち渚滑川、藻別川は左・右から多くの支流が流入し、広い谷底平野が発達している。谷底平野は渚滑川において最も大きく発達している。

台地前面の沿岸部には小規模な海岸平地が形成され、北西から南東方向の沿岸流により浜堤が発達する。浜堤背後は湖沼や後背湿地となっている。

海岸線は第一の小岬ウエンヒラリから第二の突出弁天岬が大きく突き出し、弓状をなして南東に伸び、南は遠く能取岬を越えて知床岬に向かって梁形に霞み、オホーツク海に一大湾をなしている。

主な山河川・山岳及び湖沼

河川名	等 級	水系名	流域面積 (km ²)	流路延長 (km)
渚滑川	1 級	渚滑川水系	1,235.0	83.6
渚滑古川	〃	〃	12.5	5.5
ウツツ川	〃	〃	71.4	17.5
和訓辺川	〃	〃	40.9	16.5
立牛川	〃	〃	202.7	33.3
上古丹川	〃	〃	66.7	15.8
藻別川	2 級	藻別川水系	227.2	41.8
シブノツナイ川	〃	シブノツナイ川水系	78.2	15.4
オンネコムケナイ川	普 通	オンネコムケナイ川水系	54.4	10.7
ヤツシュウシナイ川	〃	ヤツシュウシナイ川水系	27.6	11.0

山岳名	標高 (m)
北見富士	1,306.5
立牛岳	630.0
紋別山	333.9

湖沼名	面積 (km ²)
コムケ湖	6.1
シブノツナイ湖	2.7

(3) 地 質

本市の市街地とその背後山地の地質は、次のように区分することができる。

1. 渚滑川流域を中心にジュラ紀～三畳紀の砂岩・粘板岩を主とする堆積地域（渚滑層）
2. 紋別山南東からシブノツナイ川に至る新第三紀・中新世の頁岩、砂岩、凝灰岩で構成される鴻之舞層群地域
3. 紋別山を中心とする新第三紀・中新世の玄武岩溶岩地域

このうち渚滑層と鴻之舞層は堆積層で、紋別山地域は火成岩（玄武岩）である。このほか紋別港南端の海岸に花崗岩が認められる。

紋別山を中心とする玄武岩は、柱状、板状の節理が発達し、チカブノツ岬、ウエンヒラリ岬、弁天岬で露出し岩脈となって海中に伸びている。

海岸段丘を構成する堆積物は第4紀更新世の礫・砂及び粘土である。

谷底平野、海岸平野は第4紀完新世の礫・砂を主とした堆積層である。

2. 紋別市の気象の概要

(1) 気 温

オホーツク海沿岸に位置する紋別市の気候は、冬季は寒冷で流氷の接岸もあり、夏季も一般的に冷涼であるが、南～西風によるフェーン現象で異常な高温を示すこともあり、30℃を越す真夏日が数日ある。しかし風向きにより気温の高低が大きく、海風では下降が目立つ。

紋別市の1997年の記録では、年間最高気温は30.6℃（8月3日）、最低気温は-14.4℃（2月13日）、年間の平均気温は6.5℃である。

また、過去最高気温は昭和53年（1978年）7月13日の36.3℃、最低気温は昭和53年（1978年）2月18日の-24.7℃となっている。

(2) 降水量

オホーツク海沿岸地方は、全道的に降水量が少ない地域で、紋別市の年間降水量の平均値は829.3mmである。しかし、日本海低気圧が発達しながら東～北東に進み、道南付近を通過して道東沖に進出するときは、日最大降水量が20～30mmとなり、8月を中心に50mm以上の大雨が観測されることも多く、ときには70～80mmの大雨となる年もある。

(3) 霧

霧は、北海道ではオホーツク海、太平洋岸に多く、紋別市では水平視程1km未満の濃霧は6月から8月にかけて、月間5～7日あるが、その後9月に入ると急激に減少する。

(4) 雪

雪は、年によって異なるが、平年的には10月末頃降り始め、11月中旬には積雪を見る。その後雨や昇温で数回融雪・積雪を繰り返し、11月中旬から12月下旬に根雪となる。2月から3月に最大積雪（1m前後）となり、4月上旬後半には融雪する。

3. 紋別市の災害

本市の過去の災害の被害状況については資料編参照のこと。

紋別市の月別気象概要

(1997年)

	気 温 (°C)			風 速 (m/s)			降水量 (mm)			降 雪 (cm)		
	平均	日最 高の 平均	日最低 の平均	平均	最大	最大 瞬間	合 計	最大 1時 間量	最大 日量	最深 積雪	降雪の 深さの 合計	日数
1月	-4.1	4.7 14	-12.9 9	4.2	12.4 3	21.4 14	51.5	3.5 2	14.5 2	39 11	67	28
2月	-4.5	9.2 25	-14.4 13	3.6	13.1 17	21.6 17	35.5	1.5 21*	9.0 21	46 21	59	22
3月	-1.8	18.0 29	-10.4 16	3.8	11.8 3	24.5 30	21.5	1.5 25	3.0 25	41 5	32	25
4月	4.6	23.6 28	-3.7 15	3.4	11.0 1	21.2 10	22.0	2.0 12	8.5 23	3 24*	7	7
5月	7.7	22.3 13	1.0 9	3.2	13.5 5	25.5 5	100.5	5.5 17	19.0 17*	—	0	3
6月	11.7	23.1 26	4.1 9	2.4	9.5 10	17.2 10	36.0	3.0 26	8.0 10	—	—	0
7月	18.1	29.8 25	10.7 18*	2.1	8.2 3	14.6 3	48.0	14.5 2	17.5 2	—	—	0
8月	16.9	30.6 3	9.7 26	2.7	13.2 5	23.9 5	140.0	8.5 8	27.0 10	—	—	0
9月	15.4	26.4 5	6.0 24	3.2	9.3 27	16.0 20	115.5	9.0 27	57.5 27	—	—	0
10月	9.7	23.5 21	0.5 26	3.5	14.1 21	25.7 21	47.0	5.0 27*	11.0 5	—	0	2
11月	5.2	16.6 27	-3.1 24	3.4	13.3 30	21.6 30	×	4.5 18	28.0 18	0 28	0	9
12月	-0.9	10.2 9	-9.8 3	3.6	10.3 20*	19.1 11	28.5	2.5 9	5.0 23	19 31	37	25
年間	6.5	30.6	-14.4	3.3	14.1	25.7	×	14.5	57.5	46	231	121

注) 下段は起日

2. 社会的条件

1. 人口と世帯

(1) 人口と世帯数の推移

紋別市の人口は、昭和40年には過去最高の40,389人を記録したが、その後、若干の増減はあるものの減少傾向を示しているが、世帯数は、核家族化の進展を反映している。

人口と世帯数の推移 (各年10月1日)

	世帯数 (戸)	人 口 (人)			高齢人口割合 (%)
		総数	男	女	
昭和40年	9,691	40,389	19,943	20,446	
45年	9,980	35,110	17,129	17,981	
50年	10,134	32,825	15,912	16,913	
55年	11,506	33,860	16,621	17,239	
60年	11,231	32,163	15,625	16,538	
平成2年	11,766	31,078	15,269	15,809	12.52
7年	12,386	30,137	14,869	15,268	15.87
12年	12,085	28,476	13,754	14,722	20.35
17年	11,670	26,632	12,516	14,116	24.76

※平成7年は要計表による概数

(国勢調査)

町別・世帯数及び男女別人口

平成20年6月30日現在

地区	世帯数	人 口		
		総数	男	女
港町	220	447	203	244
新港町	4	8	4	4
本町	198	384	173	211
幸町	427	812	380	432
南が丘町	1,710	3,608	1,744	1,864
大山町	1,981	4,035	1,879	2,156
緑町	1,137	2,178	976	1,202
花園町	889	1,745	796	949
潮見町	704	1,376	655	721
落石町	2,468	5,341	2,548	2,793
弁天町	76	183	84	99
真砂町	103	221	102	119
北浜町	219	495	245	250
新生	76	174	84	90
海洋公園	0	0	0	0
元紋別	191	414	191	223
小向	103	268	123	145
沼の上	89	217	109	108
八十士	4	16	5	11
弘道	5	10	4	6
志文	4	16	8	8

地区	世帯数	人 口		
		総数	男	女
藻別	28	86	47	39
上藻別	5	9	4	5
渚滑町1～9	584	1,241	605	636
渚滑町元新	5	13	6	7
渚滑町元新1～5	411	874	461	413
渚滑町川向	13	31	18	13
渚滑町元西	50	110	65	45
渚滑町字津々	11	36	20	16
上渚滑町1～11	351	723	346	377
上渚滑町下渚滑	12	38	18	19
上渚滑町中渚滑	25	86	45	41
上渚滑町上東	28	81	41	40
上渚滑町更生	12	50	23	27
上渚滑町奥東	8	25	11	14
上渚滑町和訓辺	101	111	55	56
上渚滑町下立牛	12	46	22	24
上渚滑町中立牛	13	31	13	18
合計	12,277	25,538	12,113	13,425

資料：住民基本台帳

- (2) 高齢化等について
平成20年6月末の本市の高齢化率は27.25%である。

地区別人口と高齢化の状況

地区	人口	65歳以上	高齢化率
紋別	25,538	6,959	27.25%

2. 土地利用

本市の土地利用状況は次のとおりである。

土地利用状況

各年1月1日現在（単位：km²）

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
平成3年	—	67.98	6.42	7.71	624.47	29.24	45.86	6.16	42.40	830.24
平成7年	—	69.92	6.79	7.71	624.04	28.08	45.11	5.86	42.85	830.36
平成19年	—	75.27	8.85	0.04	658.22	21.75	14.49	12.76	39.31	830.70

注) 固定資産概要調書の数値

資料：市税務課

3. 森林面積

本市の森林の総面積は 65,751ha、林野率は 79.2%であり、その内訳は次のとおりである。

森林面積

平成18年4月1日現在（単位：ha）

	総面積	天然林	人工林	無立木 ・ その他	人工林率 (%)
国有林	25,583	14,269	10,755	559	42.0
道有林	—	—	—	—	—
市有林	2,261	2,675	1,552	34	68.6
民有林	37,907	22,089	15,185	663	40.1
合計	65,751	37,033	27,492	1,226	41.8

4. 産 業

オホーツク海を漁場とする漁業は、紋別市の基幹産業である。重要港湾・紋別港を拠点とした沖合・遠洋では、カマボコの原料となるスケトウダラ漁、沿岸ではホタテ・毛ガニ・秋鮭を主とした漁が営まれている。また、コムケ湖では平成7年よりカキの本格的な生産が開始され、更にホッケイエビ、アサリ等がこれからの主力魚種として期待されている。

一方、漁業と並んで紋別の基幹産業である農業は、酪農や畜産、畑作などが営まれている。酪農の中心は牛乳・肉牛で、牛乳は毎日 140トン生産されている。

工業の中心は、漁業や農林業の一次産品を主原料とした加工業・製造業である。

商工業は、農林水産業と結び付きながら営まれているが、小売業が80%を占めている。

過去四回の国政調査から本市の産業構造の変化をみると、第一次産業は減少、第三次産業は増加の傾向を示し、第二次産業はほぼ横ばいで推移している。

産業別就業人口の推移

(単位：人、%)

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	就業人口	割合%	就業人口	割合%	就業人口	割合%	就業人口	割合%
第一次産業	1,929	12.5	1,597	10.5	1,296	8.9	1,183	9.0
第二次産業	4,813	31.1	4,544	29.7	4,561	31.4	3,680	27.8
第三次産業	8,719	56.4	9,151	59.8	8,661	59.7	8,345	63.2

(国勢調査)

漁業従業者数と経営体数の推移

各年11月1日現在

	就業者数				経営体数			
	総数	自営	自営と 雇われ		総数	個人	団体	
			雇われ	会社			共同経営	
昭和58年	797	144	42	611	210	148	15	47
63年	566	120	27	419	176	116	8	52
平成5年	456	25	112	319	159	110	8	41
10年	416	96	21	298	136	91	6	39
15年	452	79	49	324	130	98	6	26

資料：漁業センサス

農業従事者数と農家数の推移

各年2月1日現在 (単位：人・戸・%)

	農業 従事者数	農 家 戸 数 (戸)			
		総 数	専 業	兼 業	
				第1種兼業	第2種兼業
平成4年	744	321	238 (74.1)	57 (16.6)	26 (10.2)
5年	688	306	227 (74.2)	59 (19.3)	20 (6.5)
6年	692	290	235 (81.0)	36 (12.4)	19 (6.6)
7年	591	265	179 (67.5)	70 (26.4)	16 (6.0)
17年	456	161	118 (73.3)	33 (20.5)	10 (3.8)

注) ()内は割合

資料：北海道農業基本調査、農業センサス

5. 交 通

本市内には、旧国鉄名寄本線が通っていたが、平成元年に廃線となり、広域交通は全面的に道路に依存する様になった。

市の海沿いを国道238号線(オホーツクライン)が縦断し、国道273号線が渚滑から上川町・滝上町方面に通じている。なお、平成6年には国道238号線紋別バイパスが開通した。その他、道道紋別・丸瀬布線、丸瀬布・上渚滑線などの道道9路線と市道により道路網が形成されている。

一方、空の便は、東京(羽田)と1日1往復の空路が開設されている。

また、重要港湾である紋別港では港湾整備が進み、主にロシアからの商船の入港隻数が飛躍的に増加している。

道路の整備状況 平成19年（単位：km）

	国道	道道	市道	総実延長
実延長	52.9	151.0	530.1	734.0
舗装延長	52.9	133.1	254.8	440.8

資料：市土木課

紋別市道路網図

